

## 筑西市チャレンジショップ募集要領

創業者の中心市街地商業活動への参入環境づくりを図るとともに、中心市街地に交流と賑わいの場をつくり、地域活性化を図ることを目的として実施するチャレンジショップ事業に係る取扱について以下のとおり定めた。利用希望者は、別紙チャレンジショップ利用申込書に添付書類を添え、郵送または下館商工会議所窓口にお申し込みください。

### 1. 名称・住所

- ・運営 下館商工会議所
- ・名称 チャレンジショップ A、B（物件所有者 筑西市）
- ・住所 筑西市丙 360（筑西市役所本庁舎1階の南側）
- ・面積 A（Bの東側）=20 m<sup>2</sup>（パイプゲート扉） 1室  
B（Aの西側）=18 m<sup>2</sup>（ガラス引戸扉） 1室
- ・開設時間 スピカビルの開設時間内  
（原則週5日以上/1日8時間以上かつ週40時間以上）
- ・休日 年末年始12月29日～1月3日、その他は自由裁量

### 2. 対象者

本市の区域内に住所を有する満20歳以上の個人又は本市において商業・法人登記のある法人であって、次の各号の全てに該当する者

- (1)本市の区域内で起業を目指す者、創業して5年以内の者又は新事業の展開による第二創業を目指す者
- (2)週5日以上、かつ1日8時間以上営業できる者であって、原則として週40時間以上営業できる者
- (3)自主性をもってチャレンジショップの店舗運営を行うことができる者
- (4)地域の活動に意欲的に参加し、協調性のある者
- (5)筑西市チャレンジショップ事業利用者選定委員会が定める選定の日までに、チャレンジショップを営むために必要な許認可が取得できる者（当該許認可が必要な業種で事業を行う場合に限り）
- (6)チャレンジショップの閉店後、本市の区域内において引き続き本格的に開業する意思のある者
- (7)市税等の滞納がない者
- (8)個人又は法人（役員又は支店若しくは営業所の代表者、理事その他経営に実質的に関与している者を含む。）が筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号又は第2号に掲げている者でない者
- (9)前各号に掲げるもののほか市長が不相当と認める者でない者

### 3. 応募業種

- (1)小売業、サービス業 ただし、食料品を扱う場合は、販売のみ（建物構造上ガス、水回りの設備がないため、建物内での調理は不可）
- (2)筑西市庁舎管理規則第 4 条各号に規定する禁止行為等に該当する恐れのあるものは不可
- (3)公序良俗に反すると判断されるものは不可

### 4. 応募期間

令和元2年9月1日（木）～12月25日（金）まで

※郵送の場合消印有効、窓口提出の場合は9時から17時まで、土曜日は正午まで

### 5. 選考（審査）基準

応募資格を満たしていることのほか、以下の基準に合致するものとする

- (1)独立開業の意志が強く商業活動に対して意欲的であること
- (2)出店希望店舗と業種・業態が適性であること
- (3)事業計画に妥当性があり、実現可能性が高いこと

### 6. 募集方法・選考方法

- (1)関係機関の広報誌やチラシ等により、利用者を公募する
- (2)利用希望者は「チャレンジショップ事業利用申込書」に必要事項を記入し、押印の上添付書類を添え、下館商工会議所に申込みこと
- (3)選考は筑西市、下館商工会議所等からなる筑西市チャレンジショップ事業利用者選定委員会（面接：書面審査を通過した方のみ）で審査する
- (4)選定結果については、書面を以って通知する

### 7. 契約

筑西市と出店事業者との間で原則として、1年間の賃貸借契約書を締結する  
ただし再契約を妨げない

利用者は、その実績・成果について所定の用紙にて報告書を提出しなければならない

## 8. 費用負担

賃料            チャレンジショップA    10,000円/月（共益費込）

                  チャレンジショップB      9,000円/月（共益費込）

契約保証金    30,000円（撤退時に原状回復分を控除し返却）

※チャレンジショップの運営に係る、光熱費・通信費・その他の諸経費は利用者負担

## 9. その他留意事項

出店期間中、長期休業や応募要件を守れない場合など、問題が生じた場合は、契約期限前に退去頂く場合があります

その他詳細については、筑西市チャレンジショップ実施要綱でご確認ください

## 10. お問い合わせ・申込先

下館商工会議所

〒308-0031 筑西市田中町丙 360 スピカ 6F

電話 0296-22-4596 FAX 0296-25-0412